

第14号議案

平成29年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	417人	年間	152,205人
外来	1日平均	1,061人	年間	258,884人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数286床)
-------	------------------

(2) 患者数

入院	1日平均	241人	年間	87,965人
外来	1日平均	309人	年間	75,396人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	106人	年間	38,690人
外来	1日平均	215人	年間	52,460人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	181,257千円
第1項 医業外収益	175,053千円
第2項 特別利益	6,204千円
第2款 中央病院事業収益	17,951,868千円
第1項 医業収益	15,351,268千円
第2項 医業外収益	2,590,600千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	3,984,926千円
第1項 医業収益	3,022,535千円

第2項 医業外収益	961,391千円
第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,188,509千円
第1項 医業収益	29,152千円
第2項 医業外収益	1,154,017千円
第3項 特別利益	5,340千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	181,257千円
第1項 医業費用	178,256千円
第2項 医業外費用	10千円
第3項 特別損失	2,991千円
第2款 中央病院事業費用	17,741,997千円
第1項 医業費用	17,536,050千円
第2項 医業外費用	180,947千円
第3項 特別損失	15,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業費用	4,088,113千円
第1項 医業費用	3,997,453千円
第2項 医業外費用	64,293千円
第3項 特別損失	25,367千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,153,294千円
第1項 医業費用	1,073,425千円
第2項 医業外費用	77,869千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,126,405千円は、過年度分損益勘定留保資金676,371千円及び当年度分損益勘定留保資金450,034千円で補てんする。)

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,115,077千円
第1項 企業債	542,300千円
第2項 負担金	529,623千円
第3項 国庫補助金	35,154千円
第4項 諸収入	8,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	121,548千円
第1項 企業債	34,500千円
第2項 負担金	87,048千円

第3款 　こども病院資本的収入	681,873千円
第1項 　企 業 債	536,600千円
第2項 　負 担 金	145,273千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	1,928,233千円
第1項 建設改良費	1,031,619千円
第2項 償 還 金	891,274千円
第3項 投 資	5,340千円
第2款 　こころの医療センター 資本的支出	248,161千円
第1項 建設改良費	73,488千円
第2項 償 還 金	174,493千円
第3項 投 資	180千円
第3款 　こども病院資本的支出	868,509千円
第1項 建設改良費	537,669千円
第2項 償 還 金	330,840千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 542,300	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	34,500			
県立こども病院整備事業	536,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 12,115,254千円

(2) 交 際 費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品	2,709,464千円
給食材料	37,986千円
燃料	42,506千円
計	2,789,956千円

2 こころの医療センター事業

薬品	168,514千円
診療材料	27,692千円
燃料	941千円
計	197,147千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機器	磁気共鳴断層撮影装置	1 式

平成29年 2月27日提出

茨城県知事 橋 本 昌